

令和7年10月

ご契約のしおり (普通保険約款・特約)

「国内旅行傷害保険特約」セット 普通傷害保険



国内旅行傷害保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



このたびは当社の国内旅行傷害保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。この冊子をご契約に伴う大切な事गरを記載したものです。必ずお読みくださいますようお願いいたします。

※国内旅行傷害保険は、国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険のペットネームです。

目次

普通保険約款・特約一覧表	1
--------------	---

第1部 ご契約のしおり

I 「重要事項のご説明」 <small>しおり</small> マークの項目について	4
---	---

II ご契約後に留意していただきたい事項

1 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）	5
2 ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）	5
3 被保険者による保険契約の解約請求について	6
4 ご契約内容および事故報告内容の確認について	7
5 無効、取消し、失効について	7
6 保険期間延長手続きについて	8

III 事故が起こった場合の手続き

1 事故が起こった場合の手続き	9
2 保険金のご請求時にご提出していただく書類	11
3 保険金のお支払時期	13
4 保険金の代理請求	13
5 保険金請求権の時効	13

第2部 普通保険約款・特約

普通保険約款・特約	15
-----------	----

お問い合わせ窓口

1 事故が起こった場合	81
2 保険に関するお問い合わせ窓口	81
3 指定紛争解決機関	81

普通保険約款・特約一覧表

※保険証券などの特約欄等に、特約名称（略称）または特約コードが表示されている場合は、その特約がお客さまのご契約に適用されます。また、保険金額欄に保険金額が表示されている場合には、該当する特約が適用されます。

※適用される場合に記載の「保険証券」は、保険証券または保険契約証を指します。

■普通保険約款

名称	適用される場合	ページ
「用語の説明」	すべてのご契約に適用されます。	16
第1章補償条項	すべてのご契約に適用されます。	18
第2章基本条項	すべてのご契約に適用されます。	22

■補償に関する特約

特約コード	特約名称	適用される場合	ページ
-	国内旅行傷害保険特約	すべてのご契約に適用されます。	35
01	天災危険補償特約	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示、または契約証もしくは被保険者証に「天災危険補償特約：有」が表示されている場合に適用されます。	37
30	遭難捜索費用補償特約	保険証券の補償項目欄もしくは契約証、被保険者証の保険金額欄にこの特約の保険金額が表示されている場合に適用されます。	37
80	後遺障害保険金の追加支払に関する特約	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示、または契約証もしくは被保険者証に「後遺障害追加支払特約：有」と表示されている場合に適用されます。	42
3S	戦争危険等免責に関する一部修正特約	すべてのご契約に適用されます。	42
SR	運動危険等補償特約	保険証券に「運動危険等補償特約」が表示、被保険者証の「運動危険等補償特約」欄にA、BまたはDが表示されている場合に適用されます。 ※保険証券は、特約名称の続きで該当する運動種類の区分を表示しております。	43
21	賠償責任補償特約（国内旅行特約用）	保険証券の補償項目欄もしくは契約証、被保険者証の保険金額欄にこの特約の保険金額が表示されている場合に適用されます。	44
-	携行品損害補償特約（国内旅行特約用）	保険証券の補償項目欄もしくは契約証、被保険者証の保険金額欄にこの特約の保険金額が表示されている場合に適用されます。	55
86	救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）	保険証券の補償項目欄もしくは契約証、被保険者証の保険金額欄にこの特約の保険金額が表示されている場合に適用されます。	63
-	航空便遅延費用補償特約（国内旅行特約用）	保険証券の補償項目欄もしくは契約証、被保険者証の保険金額欄にこの特約の保険金額が表示されている場合に適用されます。	69

■その他、契約内容に関する特約

特約コード	特約名称	適用される場合	ページ
18	企業等の傷害保険金受取に関する特約	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示されている場合に適用されます。	74
YY	企業等の災害補償規定等特約	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示されている場合に適用されます。	74
-	旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約	保険証券の契約方式欄に「旅行業者包括」が表示されている場合に適用されます。	75
93	包括契約特約（毎月報告・毎月精算）	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示されている場合に適用されます。	76
94	包括契約特約（毎月報告・一括精算）	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示されている場合に適用されます。	77
Eミ	契約内容変更に関する特約	保険証券の特約欄に名称または特約コードが表示されている場合に適用されます。	78
-	共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合に適用されます。	78
A1	保険料クレジットカード払特約	保険証券の特約欄に名称または特約コード、もしくは契約証に「クレジットカード払特約：有」が表示されている場合に適用されます。	79
-	保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約に適用されます。	80

第1部

ご契約のしおり



「重要事項のご説明」 マークの項目について

契約締結時にお渡しした「重要事項のご説明」に記載の  マークの項目は、この冊子の中で詳しく説明しています。各項目と概要は以下のとおりです。詳細は、該当ページをご参照ください。



「被保険者による保険契約の解約請求 について」

▶ P.6

【概要】

保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者が保険契約者に対し保険契約の解約を求めることができる一定の要件等を説明しています。



「事故が起こった場合の手続き」

▶ P.9

【概要】

事故が起こった場合のお手続きの方法や保険金の支払請求時に必要となる書類、保険金の代理請求など、事故が起こってから保険金のお支払いまでを説明しています。

Ⅱ

ご契約後に留意していただきたい事項

1 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）

☞ 傷害保険普通保険約款第2章基本条項第6条（P.23）
 次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合（注）

（注）個人契約および明細付契約で契約された場合、ご契約タイプの変更はできません。

2 ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）

ご契約内容を変更またはご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。保険料を返還することや追加保険料を請求することがあります。その場合の返還保険料、追加保険料の計算方法の概要は次のとおりとなります。

1 ご契約内容を変更する場合の返還・追加保険料の計算方法

◆ 保険料の返還の場合

（「変更後条件による保険料」 < 「変更前条件による保険料」となる場合）

$$\begin{aligned}
 \text{返還保険料} &= \left[\begin{array}{c} \text{現存契約に対応} \\ \text{する変更前条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{現存契約に対応} \\ \text{する変更後条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right] \\
 &- \left[\begin{array}{c} \text{既経過期間に対応} \\ \text{する変更前条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{既経過期間に対応} \\ \text{する変更後条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

◆ 追加保険料の請求の場合

（「変更後条件による保険料」 > 「変更前条件による保険料」となる場合）

$$\text{追加保険料} = \left[\begin{array}{c} \text{未経過期間に対応} \\ \text{する変更後条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{未経過期間に対応} \\ \text{する変更前条件に} \\ \text{よる適用保険料} \end{array} \right]$$

※ 保険期間を延長する場合の計算式は以下のとおりです。

$$\text{追加保険料} = \left[\begin{array}{c} \text{変更後の条件の} \\ \text{適用保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{現存契約の適用} \\ \text{保険料} \end{array} \right]$$

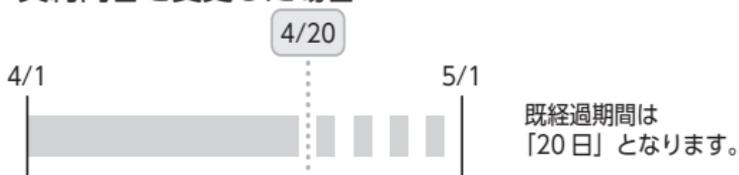
2 ご契約を解約する場合の計算方法

ご契約を解約する場合は、次の計算式に従い保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \left[\begin{array}{c} \text{現存契約の適用} \\ \text{保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{既経過期間に対応} \\ \text{する適用保険料} \end{array} \right]$$

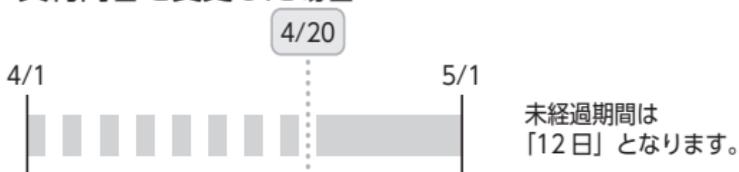
【既経過期間および未経過期間について】

- 保険料を返還する場合は「既経過期間」をもとに計算します。「既経過期間」とは経過した保険期間をいいます。
例) 4月1日から1か月のご契約で、4月20日にご契約内容を変更した場合



- 保険料を請求する場合は「未経過期間」をもとに計算します。「未経過期間」とは残っている保険期間をいいます。

例) 4月1日から1か月のご契約で、4月20日にご契約内容を変更した場合



3 被保険者による保険契約の解約請求について

☞ 傷害保険普通保険約款第2章基本条項第12条 (P.25)
被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①その保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社にその保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、その保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。
- ※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

4 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、当社までお問合わせください。※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

5 無効、取消し、失効について

☞ 傷害保険普通保険約款第2章基本条項第7条～第9条 (P.23～24)

- (1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
 - ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ② 被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
 - (3) 被保険者が死亡(注)した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還しません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

6 保険期間延長手続きについて

旅行中に旅行期間を変更し、保険期間の延長を希望する場合は、次の要領で保険期間延長の手続きをお願いします。

- | |
|--|
| ① 旅行予定の延長が決まる
↓
② 代理店・扱者または当社に、保険期間延長手続依頼の連絡をする
↓
③ 延長期間に相当する保険料を払い込む（手続き完了） |
|--|

保険期間延長手続きに必要な事項

- ① 保険契約者名、被保険者名
- ② 証券番号または契約証番号
- ③ 取扱営業店名、代理店・扱者名
- ④ 保険期間（年 月 日～年 月 日）
- ⑤ ご希望の延長期間（年 月 日まで延長）

（注 1）延長後の旅行期間（保険期間）は、1 か月を超えることはできません。

（注 2）保険期間終了前に手続きが完了しない場合は、期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。

<保険期間の表示について>

保険証券等およびこの冊子等に表示されている保険期間のうち、「午後 12 時（ゴゴ 12 ジ）」とは 24 時間表記の「24 時」をいいます。



III 事故が起こった場合の手続き

1 事故が起こった場合のお手続き

- (1) 事故が起こった場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。なお、下記の「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」では、専門の係員が事故の受付を行います。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料) 24時間・
365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故にかかわる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社と相談のうえ、おすすめください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した賠償責任補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した賠償責任補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

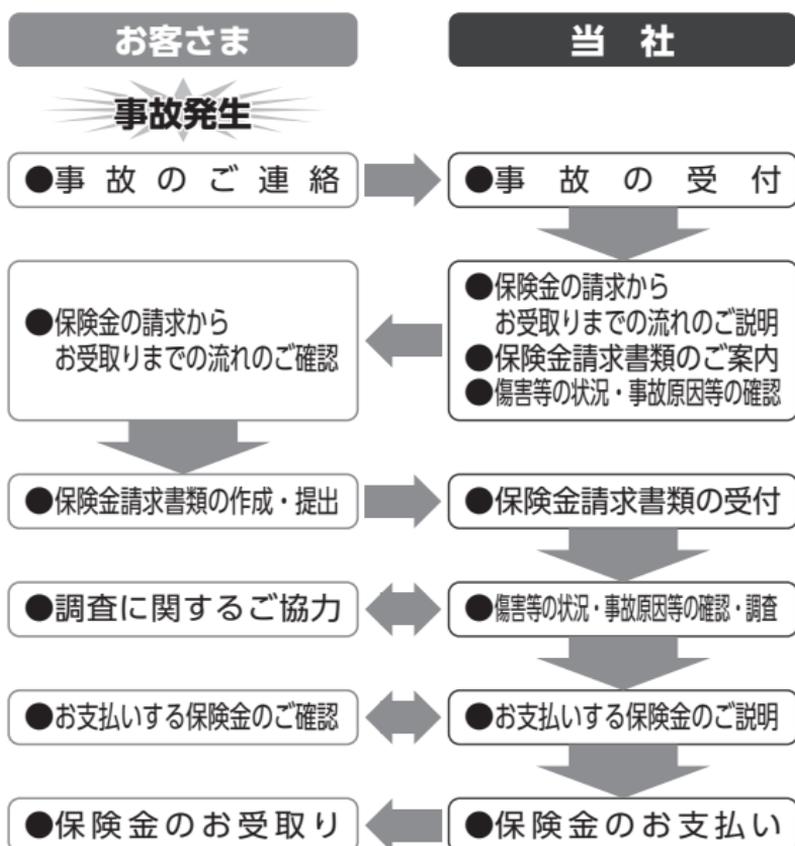
【示談交渉を行うことができない主な場合】

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償特約（国内旅行特約用）で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が当社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

- (4) 携行品を補償する特約をご契約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 事故のご連絡から保険金のお受取りまでの流れは次のとおりです。なお、事故が発生した場合には、具体的な手続き方法等につき、当社担当者から改めてご説明しますのでご安心ください。

【事故の発生から保険金のお受取りまで】



- (6) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【当社がお支払いする保険金の額】（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
- （注1） お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
- （注2） 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

- (7) It's MOREは日常で起きるあらゆる万が一を想定した24時間365日事故対応サービスです。

平日と変わらない対応で夜間や休日も安心です！

It's MORE

いつも安心。もっと安心。

例えば、このようなときも安心しておまかせください！

休日の午前中の事故！

スポーツ中に負傷してしまった！

当社では、休日でも保険金お支払い可否の案内が可能！

2 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方は、下表のうち当社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 保険金請求書（個人情報に関する同意を含みます）													
(2) 当社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。 また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。													
(3) 被保険者であることを確認する書類	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>書類の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・各種名簿 ・旅行中であることを証明する書類 など </td> </tr> </tbody> </table>	書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・各種名簿 ・旅行中であることを証明する書類 など 										
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・各種名簿 ・旅行中であることを証明する書類 など 												
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>書類の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など </td> </tr> </tbody> </table>	書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など 										
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など 												
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 保険事故の発生を示す書類</td> </tr> <tr> <td>書類の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など </td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 保険金支払額の算出に必要な書類</td> </tr> <tr> <td>書類の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の定める診断書 ・レントゲン等の検査資料 ・後遺障害診断書 ・領収書 など </td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ その他の書類</td> </tr> <tr> <td>書類の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など </td> </tr> </tbody> </table>	① 保険事故の発生を示す書類		書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など 	② 保険金支払額の算出に必要な書類		書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の定める診断書 ・レントゲン等の検査資料 ・後遺障害診断書 ・領収書 など 	③ その他の書類		書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
① 保険事故の発生を示す書類													
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など 												
② 保険金支払額の算出に必要な書類													
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の定める診断書 ・レントゲン等の検査資料 ・後遺障害診断書 ・領収書 など 												
③ その他の書類													
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など 												

(6) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類	
①保険事故の発生を示す書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 公の機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 修理見積書、請求明細書、領収書 損害賠償内容申告書 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） 交通費、諸費用の明細書 購入時の領収書、保証書、仕様書 図面（配置図、建物図面） 当社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 レントゲンなどの検査資料 死亡診断書または死体検案書 葬儀費明細書、領収書 その他の費用の支出を示す書類 受領している年金額の確認資料 示談書またはこれに代わるべき書類 労災からの支給額の確認資料 など
③その他の書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 権利移転書 先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） 調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(7) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類	
①保険事故の発生を示す書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 公の機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） 損害物の写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 被害品の価格を証明する書類 修理見積書 領収書 など
③その他の書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など

3 保険金のお支払時期

当社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- 当社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して当社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

第2部

普通保險約款・特約

傷害保険普通保険約款

〔用語の説明〕

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
い	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
お	オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、電話診療は含みません。
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。 ただし、基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）および（4）の規定においては、被保険者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	既経過期間	始期日から既に経過した期間をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 （注2）試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	顎部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	事故	補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

	用語	説明
し	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 （注3）先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。ただし、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 （注）中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）モーターボートには、水上オートバイを含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
	通院保険金日額	この保険契約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の通院保険金日額として記載された額をいいます。
て	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。

	用語	説明
と	特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院保険金日額	この保険契約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の入院保険金日額として記載された額をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの普通保険約款に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類（注）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類（注）を含みます。 （注）書類には、電子媒体によるものを含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）の保険金のうち、保険証券に保険金額等（注）が記載されたものについて支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については保険金額が保険証券に記載された場合、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に支払います。
- （注）保険金額等とは、保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 本条（1）⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条（1）⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注7）。ただし、入浴中の溺水（注7）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、保険金を支払います。

③ 被保険者の誤嚥（注8）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注8）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注5）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注6）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注7）溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

（注8）誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条②ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、本条②ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額を死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 基本条項第24条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 基本条項第24条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表2の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 本条（4）①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条（4）①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条（4）①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金支払割合}} = \boxed{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

- (6) 本条（1）から（5）までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注1）}}$$

- (2) 本条（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める

医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注3）。

- ① 入院中（注4）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

- ② 本条（4）①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

（注1）入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注3）1事故に基づく傷害に対して本条（4）①および②の手術を受けた場合は、本条（4）①の算式によります。

（注4）入院中とは、第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注1）}}$$

- (2) 本条（1）の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注2）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注3）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

- ① 長管骨（注4）または脊柱
② 長管骨（注4）に接続する3大関節部分（注5）
③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

- (3) 当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、第6条（入院保険金および手術保険金の計算）の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

（注1）通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（注2）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注6）、線副子等（注7）およびハローベストをいいます。

（注3）被保険者以外の医師の指示による固定であることは、診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

（注4）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注5）3大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

（注6）PTBブレースは、下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合

に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

(注7) 線副子等は、上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

第8条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条(1)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条(1)の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第2章 基本条項

第1条 (補償される期間—保険期間)

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻が記載されている場合は、その時刻に始まるものとします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険責任のおよぶ地域)

当社は、被保険者が日本国内または国外において被った傷害に対して保険金を支払います。

第4条 (契約時に告知いただく事項—告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ

ていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) 本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条 (契約後に通知いただく事項－通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も本条(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく本条(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に発生した事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{割合} = \frac{\text{変更前料率(注2)}}{\text{変更後料率(注1)}}$$

- (4) 本条(3)の規定は、当社が、本条(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) 本条(3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注3)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (6) 本条(3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が発生し、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) 本条(6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 変更後料率とは、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2) 変更前料率とは、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 職業または職務の変更の事実とは、本条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注4) 引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第6条 (保険契約者の住所変更)

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条 (保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (注) 死亡保険金受取人を定める場合には、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を含みません。

第8条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者からの保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 本条（1）①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

- ① 被保険者が、本条（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に発生した傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- （3）本条（1）または（2）の規定による解除が傷害（注3）の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した傷害（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（注2）解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。

（注3）傷害とは、本条（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した傷害をいいます。

（注4）保険金は、本条（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条 (被保険者による保険契約の解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約(注1)することを求めることができます。
- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当するとき。
 - ④ 第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)④に規定する事由が発生したとき。
 - ⑤ 本条(1)②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 保険契約者は、本条(1)①から⑥までの事由がある場合において、その被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約(注1)しなければなりません。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注2)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 本条(1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約(注1)することができます。ただし、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) 本条(3)の規定によりこの保険契約が解約(注1)された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注2)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (注1) 解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。
(注2) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第13条 (保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条 (保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)が発生した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が発生した時以降の期間(注4)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が本条(1)または(2)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (6) 本条(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき

は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(7) 本条(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実とは、第5条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前料率とは、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率とは、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 職業または職務の変更の事実が発生した時以降の期間とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第5条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(1)または(2)の変更の事実が発生した時以降の期間をいいます。

(注5) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第15条(保険料の返還-無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、補償条項第4条(死亡保険金の計算)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第16条(保険料の返還-取消しの場合)

第9条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条(保険料の返還-解除または解約の場合)

(1) 第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(2)、第5条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(6)、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)または第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第10条(保険契約者からの保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除(注1)した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(4) 第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約(注2)した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(5) 第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約を解約(注2)した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) 解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。

(注2) 解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。

第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 被保険者が補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、その被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4) 本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 配偶者は、「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第20条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故発生の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 傷害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 傷害の程度 イ. 事故と傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- (2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (4) 本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (5) 本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第22条 (時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第24条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) 本条(2)の規定により死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) 本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、本条(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) 本条(5)の規定により死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 本条(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8) 被保険者が死亡する前に死亡保険金受取人が死亡した場合は、その死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
(注) 法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第25条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) 本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第26条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第27条 (契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間

⑥ 当社名

⑦ 被保険者同意の有無

(2) 各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

(注) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第28条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第29条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 補償条項第3条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2 (補償条項第5条 (後遺障害保険金の計算) 関係)

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第2級	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

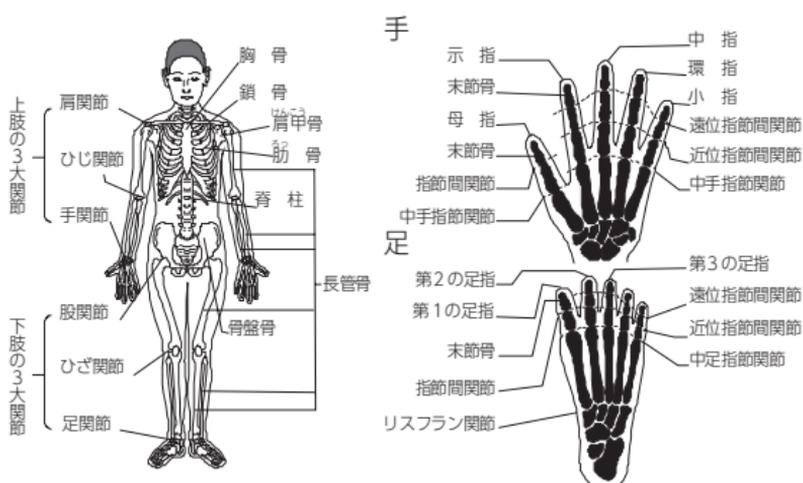
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な 労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外 の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の 手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を 廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用 を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、 その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものま たは中足指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい 運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指 にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すもの をいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以 下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の 手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の 手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解 することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解するこ とができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距 離では普通の話声を解することが困難である程度に なったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服す ることができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することが できる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表3 (基本条項第19条 (保険金の請求) 関係)

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保 険 金 請 求 書 類

提出書類	保険金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
(1) 保険金請求書	○	○	○	○	○
(2) 保険証券	○	○	○	○	○
(3) 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
(4) 公の機関（注1）の事故証明書	○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書	○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師（注2）の診断書		○	○	○	○
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
(8) 死亡保険金受取人（注3）の印鑑証明書	○				
(9) 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本	○				
(11) 法定相続人の戸籍謄本（注4）	○				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注5）	○	○	○	○	○
(13) その他当社が基本条項第20条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

（注1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

（注2）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

（注3）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

（注4）法定相続人の戸籍謄本は、死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。

（注5）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

国内旅行傷害保険特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
し	傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。 （注）中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（2）当社は、本条（1）のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（注）が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た

場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

(注) 航空機または船舶とは、日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。

第3条 (補償される期間—保険期間)

(1) 当社の保険責任は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。

(2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までで予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、その遅延が次の③から⑥までのいずれかによる場合は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(注1)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者が誘拐されたこと。
- ③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注1)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ④ 交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
- ⑥ 被保険者の旅行に同行する次に掲げる者のいずれかが入院したこと。
 - ア. 被保険者の配偶者
 - イ. 被保険者またはその配偶者の同居の親族(注2)
 - ウ. 被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注3)の子
 - エ. 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者

(4) 本条(1)または(3)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に発生した事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に発生した事故
(注1) 交通機関とは、航空機、船舶(注4)、車両等の交通機関をいいます。
(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注4) 航空機、船舶とは、日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。

第4条 (普通保険約款の不適用)

普通保険約款基本条項第1条(補償される期間—保険期間)、第2条(保険料の払込方法)(2)、第3条(保険責任のおよぶ地域)、第5条(契約後に通知いただく事項—通知義務)および第14条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定は適用しません。

第5条 (普通保険約款等の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 補償条項第4条(死亡保険金の計算)(1)、第5条(後遺障害保険金の計算)(1)および(5)、第6条(入院保険金および手術保険金の計算)(1)および(4)、第7条(通院保険金の計算)(1)、第8条(死亡の推定)および第9条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)および(2)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
- ② 補償条項第9条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「同条(1)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
- ③ 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(3)③の規定中「事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による傷害を被る前に」
- ④ 基本条項第15条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)および第17条(保険料の返還—解除または解約の場合)の規定中「既経過期間に対し月割によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」

- ⑤ 基本条項第 1 8 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）
 (1) の規定中「補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害」とあるのは「この特約第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害」
- (2) この保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害」とあるのは「この特約第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害」と読み替えて適用します。

第 6 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

天災危険補償特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）(1) ⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被保険者に発生した傷害に対しても、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 本条①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

第 3 条（保険金の支払）

普通保険約款基本条項第 2 0 条（保険金の支払）(1) の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注 1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第 2 0 条（保険金の支払）(1) ①から④までの事項の確認のための調査	3 6 5 日

(注 1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第 1 9 条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注 2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第 2 0 条（保険金の支払）(2) の事由および本条の事由の複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第 4 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

遭難搜索費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(5 0 音順)

	用語	説明
し	事故	第 2 条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。
	親族	6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。
そ	搜索	遭難搜索対象者を搜索、救助または移送することをいいます。
	搜索者	遭難搜索対象者の搜索活動に従事した者をいいます。

	用語	説明
そ	遭難検索対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、遭難検索対象者をいいます。ただし、遭難検索対象者が死亡して発見された場合または第2条（保険金を支払う場合）の費用を捜索者に対して支払う前に死亡した場合は、遭難検索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者（注）をいいます。 （注）遭難検索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者は、遭難検索対象者に法定相続人のない場合、その者に代わって費用を負担した者とします。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、遭難検索費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、遭難検索対象者が日本国内において山岳登山（注）の行程中に遭難し、被保険者が第4条（費用の範囲）に規定する費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注）山岳登山は、この特約においてはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具の使用有無を問いません。また、ロッククライミング、フリークライミングを含みます。

第3条（遭難の発生）

当社は、遭難検索対象者の遭難が明らかでない場合において、遭難検索対象者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または遭難検索対象者の親族が次に掲げるもののいずれかに対し、遭難検索対象者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察、消防団その他の公の機関
- ② 遭難検索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- ③ 有料遭難救助隊

第4条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の費用とは、捜索者に対し、捜索に要した必要または有益な費用のうち、捜索者からの請求に基づき被保険者が負担した費用をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または遭難検索対象者の故意または重大な過失
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 遭難検索対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 遭難検索対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 遭難検索対象者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 遭難検索対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 遭難検索対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 遭難検索対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 遭難検索対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の遭難検索対象者に対する

外科的手術その他の医療処置

- ⑧ 遭難捜索対象者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 本条⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3） 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4） 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注5） 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注6） 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、第4条（費用の範囲）に規定する費用の額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、第4条（費用の範囲）に規定する費用の額を超えるときは、当社は、次表の額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第4条（費用の範囲）に規定する費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注） 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- （1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遭難捜索対象者が遭難した場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 遭難した日からその日を含めて30日以内に遭難発生の状況を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条（1）①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
 - （2） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注） 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求の特則）

- （1） 普通保険約款基本条項第19条（保険金の請求）（1）の規定にかかわ

らず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の費用の負担が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故発生の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 費用発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 費用の額 イ. 事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（1）①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

- (4) 本条（3）の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

- (5) 本条（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条（保険金の請求の特則）（2）および普通保険約款基本条項第19条（保険金の請求）（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条 (代位)

- (1) 第4条(費用の範囲)に規定する費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)および第3条(保険金を支払わない場合—その2)ならびに基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)、第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)、第20条(保険金の支払)および第23条(代位)の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え等)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定中「傷害」とあるのは「費用」
 - ② 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(3)③の規定中「事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故によって費用が発生する前に」
 - ③ 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「費用」
 - ④ 基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」
 - ⑤ 基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による費用」
 - ⑥ 基本条項第22条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条(保険金の請求の特則)(1)に定める時」
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が費用の原因となった事故の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 」
- (3) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の次に(4)を追加してこの特約に適用します。
- 「
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に発生した費用については適用しません。
- 」

- (4) この特約が適用された保険契約に国内旅行傷害保険特約が適用されている場合には、国内旅行傷害保険特約第3条（補償される期間－保険期間）(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「費用」、同特約第3条(4)①および②の規定中「発生した事故」とあるのは「発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）の遭難によって支出した費用」と読み替えて適用します。

第14条（準用規定等）

- (1) この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。
- (2) この特約が国内旅行傷害保険特約に適用される場合には、第2条（保険金を支払う場合）の規定中「この特約および普通保険約款」とあるのは「この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款」と、本条(1)の規定中「普通保険約款」とあるのは「国内旅行傷害保険特約および普通保険約款」と読み替えるものとします。

別表（第9条（保険金の請求の特則）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類

(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類
(4) 捜索に要した費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
(5) 被保険者の印鑑証明書
(6) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
(7) その他当社が第10条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

後遺障害保険金の追加支払に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款補償条項第5条（後遺障害保険金の計算）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった同条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) この保険契約については、普通保険約款補償条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他こ

- れらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません。」
- (2) この保険契約については、普通保険約款補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑨以外の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に、本条（1）と同じ規定がある場合には、その規定についても本条（1）と同様に読み替えて適用します。

運動危険等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の規定にかかわらず、被保険者が別表の運動等を行っている間に発生した事故によって被った傷害に対しても、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、下欄に掲げる特約の保険金を支払わない場合の規定にかかわらず、被保険者、救援対象者または補償対象者が別表の運動等を行っている間に発生した下欄に記載された支払事由に対しても保険金を支払います。

救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）第2条（保険金を支払う場合）

第3条（救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）が適用される場合の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）第6条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、救援対象者が別表の運動等を行っている間に発生した事故によって救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しても、救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。この場合において、該当する運動等に山岳登山を含むときは、救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 当社は、救援対象者が旅行行程中に次に掲げる場合のいずれかに該当し、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

- ① 救援対象者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または救援対象者が山岳登山（注1）中に遭難した場合
- ② 急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
- ③ 救援対象者が被った国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合
- ア. 死亡した場合
- イ. 継続して14日以上入院（注2）した場合

- (2) 本条（1）③イ. の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。

（注1）山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

（注2）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、この場合において、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。

（注3）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたもの

とみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(2) 本条(1)の規定により読み替えられた救援者費用等補償特約(国内旅行特約用)第2条(保険金を支払う場合)(1)①の山岳登山(注1)中の救援対象者の遭難が明らかでない場合において、救援対象者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または救援対象者の親族(注2)もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、救援対象者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

(3) 救援者費用等補償特約(国内旅行特約用)第4条(費用の範囲)①の捜索救助費用には、救援対象者が山岳登山(注1)の行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。

(注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(注2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条(保険金を支払う場合)(1)および(2)の運動等

保険証券記載の運動種類の区分	対象となる運動等
運動危険等補償特約(運動種類:A)	・山岳登山
運動危険等補償特約(運動種類:B)	・リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング ・運動種類:Aに該当するもの
運動危険等補償特約(運動種類:D)	・航空機(注1)操縦(注2)、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 ・運動種類:Aに該当するもの、運動種類:Bに該当するもの (注1) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。 (注2) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。 (注3) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

賠償責任補償特約(国内旅行特約用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。

	用語	説明
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物はその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が、旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、本条（1）のほか、国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。
- (3) 本条（1）または（2）の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者を被保険者とします。ただし、当社が保険金を支払うのは、その責任無能力者が本条（1）または（2）に規定する事故により他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条（1）④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と同居する親族（注4）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿泊施設の客室（注5）に与えた損害については、この規定を適用しません。
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機、船舶・車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）同居する親族には、旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- （注5）客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- （注6）船舶・車両には、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。
- （注7）銃器には、空気銃を含みません。

第4条（支払保険金の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して、当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次に掲げるものとします。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額
- (2) 被保険者が負担した次表に掲げる費用

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

（注）訴訟費用には、第5条（支払保険金の計算）（1）に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{第4条(支払保険金の範囲)(1)の額}} + \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) 当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、第4条(支払保険金の範囲)(2)に掲げる費用(注)の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注)については、その全額を支払います。

(注) 費用を支出する際の措置・手続きによって得られなかった収入は含みません。

第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条（1）①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②、⑤もしくは⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容は、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当社による協力または援助）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）または（2）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(2) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条（1）の規定を適用しません。

第9条（当社による解決）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）または（2）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当社が損害賠償請求権者から第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) 本条（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合

④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(注) 訴訟の手続きには、弁護士を選任を含みます。

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条 (3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条 (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額 (注1) を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3) 第9条 (当社による解決) および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条 (2) または (7) の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額 (注2) が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条 (1) の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条 (2) の規定にかかわらず損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 本条 (2) ④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第2条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) 本条 (6) ②または③に該当する場合は、本条 (2) の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額 (注1) を限度とします。
- (8) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条 (1) から (7) までの規定を適用しません。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第11条 (先取特権)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権には、第４条（支払保険金の範囲）（２）の費用に対する保険金請求権を含みません。

第12条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第19条（保険金の請求）（１）の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

第13条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由 発生の有無	ア. 事故発生の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害または傷害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害の額または傷害の程度 イ. 事故と損害または傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（１）①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条（１）①から⑤までに掲げる事項の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180日
② 本条（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

事由	期間
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条(3)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第12条(保険金の請求)(2)および普通保険約款基本条項第19条(保険金の請求)(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認に応じなかった場合とは、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条(損害賠償額の請求)

- (1) 損害賠償請求権者が第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ 第2条(保険金を支払う場合)(1)または(2)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
⑦ その他当社が第15条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
- ② 本条(2)①に規定する者がいない場合または本条(2)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 本条(2)①および②に規定する者がいない場合または本条(2)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(2)①以外の配偶者(注3)または本条(2)②以外の3親

等内の親族

- (3) 本条(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを使用することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第15条(損害賠償額の支払)

- (1) 当社は、第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)または(6)ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	この保険契約において損害賠償額が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

事由	期間
③ 本条（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注４）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条（３）の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（１）から（４）までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注１) 請求完了日とは、損害賠償請求権者が第14条（損害賠償額の請求）（１）および（２）の手続きを完了した日をいいます。
- (注２) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注３) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注４) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条（代位）

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（１）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第8条（当社による協力または援助）または第9条（当社による解決）（１）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、保険金額（注１）の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
 - ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条（１）③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注２）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条（１）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条（支払保険金の計算）（１）ただし書き、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）ただし書きおよび同条（７）ただし書きの規定は、その貸付金または供託金（注２）を既に支払った保険金と

みなして適用します。

- (4) 本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第18条(普通保険約款の不適用)

普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)、第3条(保険金を支払わない場合—その2)ならびに基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)、第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)、第20条(保険金の支払)および第23条(代位)の規定は適用しません。

第19条(普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え等)

(1) この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(3)③の規定中「事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故によって損害が発生する前に」
- ② 第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ③ 第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
- ⑤ 第22条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。」

(3) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の次に(4)を追加してこの特約に適用します。

「(4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害
- ② 本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額についての損害

(4) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条(補償される期間—保険期間)(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第20条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ

り、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第12条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類

(1) 保険金請求書
(2) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
(3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
(4) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(5) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(6) 第2条（保険金を支払う場合）（1）または（2）に規定する事故による他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した物の写真（注2）
(7) その他当社が第13条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

携行品損害補償特約（国内旅行特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	事故	第3条（保険金を支払う場合）に規定する偶然な事故をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）乗車船券・航空券には、定期券を含みません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、携行品損害保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

	用語	説明
ほ	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
み	身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品に限ります。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 株券、手形、定期券、その他の有価証券(注1)、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 預金証書または貯金証書(注2)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書(注3)、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
 - ④ 船舶(注4)、自動車等およびこれらの付属品(注5)
 - ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ(注6)その他これらに類する物
 - ⑨ その他下欄記載の物

保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

(注1) その他の有価証券には、乗車券等、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。

(注2) 預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注3) 証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。

(注4) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注5) 自動車(注7)の付属品とは、自動車(注7)に定着(注8)または装備(注9)されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車(注7)に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器(注10)等をいいます。原動機付自転車(注11)の付属品とは、原動機付自転車(注11)に定着(注8)または装備(注9)されている物をいいます。

(注6) プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

(注7) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注11)を含みません。

(注8) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注9) 装備とは、自動車(注7)または原動機付自転車(注11)の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車(注7)または原動機付自転車(注11)に備えつけられている状態をいいます。

(注10) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

(注11) 原動機付自転車とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、旅行行程中に日本国内において偶然な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

(2) 当社は、本条(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に発生した事故によって保険の対象について発生した損害に対しても、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注4)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 本条④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑧ 本条⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑪ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注7)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑫ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(注8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑭ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑮ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑯ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

- ⑰ 保険契約者（注1）、被保険者または保険金を受け取るべき者（注2）（これらの者の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為。ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害を除きます。
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注5）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注6）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注7）自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- （注8）その他外観上の損傷または保険の対象の汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第5条（損害の額の決定）

- （1）当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- （2）本条（1）の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注）}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

- （3）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条（1）および（2）の規定によって損害の額を決定します。
- （4）第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（3）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
- （5）本条（1）から（4）までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- （6）本条（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（3）の費用の合計額を損害の額とします。
- （7）保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。
- （注）増加額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第6条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の

合計額が、第5条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第5条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者または被保険者は、保険の対象について第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、次の場合には警察署への届出のほかにそれぞれ次の届出を遅滞なく行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関、その宿泊機関または発行者への届出	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注4）について、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
⑥ 本条（１）①から⑤までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（１）②、③もしくは⑤の通知について事実と異なることを告げた場合または本条（１）⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合（注５）を除き、当社は、次に掲げる費用を支払います。

① 本条（１）①に規定する損害の発生または拡大を防止するために要した必要または有益であった費用

② 本条（１）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(注１) その小切手の振出人には、振出人が盗難にあった被保険者である場合を含みません。

(注２) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。

(注３) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注４) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(注５) 保険金が支払われない場合には、免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を含みません。

第9条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第19条（保険金の請求）（１）の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第10条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故発生の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（１）①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条（１）①から⑤までに掲げる事項の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条(3)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第9条(保険金の請求)(2)および普通保険約款基本条項第19条(保険金の請求)(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(被害物の調査)

保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第12条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第13条(残存物および盗難品の所有権について)

- (1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。
- (2) 盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。
- (4) 保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額(注1)に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (5) 本条(4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (6) 本条(2)または(5)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第5条(損害の額の決定)の規定によって決定します。
- (注1) 保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。
- (注2) 支払を受けた保険金に相当する額は、第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(3)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条 (代位)

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条 (普通保険約款の不適用)

普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)および第3条(保険金を支払わない場合—その2)ならびに基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)、第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)、第20条(保険金の支払)および第23条(代位)の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(3)③の規定中「事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故によって損害が発生する前に」
 - ② 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ③ 基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ④ 基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
 - ⑤ 基本条項第22条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条(保険金の請求)(1)に定める時」
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生したこの特約第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。」
- (3) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の次に(4)を追加してこの特約に適用します。
- 「
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害については適用しません。」
- (4) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条(補償される期間

－保険期間）（４）の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第17条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第9条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類	
(1)	保険金請求書
(2)	保険証券
(3)	当社の定める事故状況報告書
(4)	公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
(5)	保険の対象の損害の程度を証明する書類
(6)	被保険者の印鑑証明書
(7)	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(8)	その他当社が第10条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	救援者	救援対象者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（注）をいい、これらの者の代理人を含みます。 （注）親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	救援対象者	保険証券記載の被保険者であって、第3条（救援対象者および被保険者）（1）に規定する者をいいます。
け	現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
そ	捜索	遭難した救援対象者を捜索、救助または移送することをいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、救援対象者以外の医師をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（救援対象者および被保険者）（2）に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、救援対象者が旅行行程中に次に掲げる場合のいずれかに該当し、

被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

- ① 救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
 - ② 急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
 - ③ 救援対象者が被った国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合
 - ア. 死亡した場合
 - イ. 継続して14日以上入院（注1）した場合
- (2) 本条（1）③イ. の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (注1) 入院について、他の病院または診療所に移転した場合、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、この場合において、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。
- (注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（救援対象者および被保険者）

- (1) この特約における救援対象者は、国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する被保険者とします。
 - (2) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 保険契約者
 - ② 救援対象者
 - ③ 救援対象者の親族（注）
- （注）親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
捜索活動に要した必要または有益な費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいい、遭難の態様に応じて通常支出される費用を含みます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条（保険金を支払う場合）（1）②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者の交通費は含みません。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における合理的かつ妥当な救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（保険金を支払う場合）（1）②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者の宿泊料は含みません。
- ④ 移送費用
次に規定するいずれかの費用をいいます。
 - ア. 死亡した救援対象者を現地から保険証券記載の救援対象者の住所に移送するために要した遗体輸送費用
 - イ. 治療を継続中の救援対象者を現地から保険証券記載の救援対象者の住所または病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注）。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は移転費（注）の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいい、3万円を限度とします。

(注) 移転費には、治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合、その費用を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または救援対象者の故意または重大な過失
- ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
ア. 救援対象者が法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 救援対象者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 救援対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注3)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 救援対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑬ 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、救援対象者が次に掲げるいずれかのことを行っている間に発生した事故によって第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条(2)③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、本条(2)③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(3) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)③イ.の入院をしたことにより発生した損害に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(4) 当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 救援対象者の入浴中の溺水(注6)。ただし、入浴中の溺水(注6)が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合を除きます。
- ② 救援対象者の誤嚥(注7)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注7)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、救援対象者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に発生した事故によって第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当社が支払う保険金の額は、第4条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条（1）の費用相当額（注）から差し引いて、その残額を支払います。
- （注）費用相当額には、この保険契約を締結していなければ発生しなかった費用を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注）の合計額が、第7条（支払保険金の計算）の費用相当額を超えるときは、当社は、次表の額を保険金として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第7条（支払保険金の計算）の費用相当額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第9条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したときは、同条（1）に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
- ② 第2条（保険金を支払う場合）（1）③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- (2) 本条（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）および（2）のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）、（2）または（3）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第10条 (保険金の請求の特則)

- (1) 普通保険約款基本条項第19条 (保険金の請求) (1) の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合) の損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由として定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項	他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条 (1) の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条 (1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条 (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3)	180日
② 本条 (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における本条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条 (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条 (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) には、これにより確認が遅延した期間については、本条 (1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条 (3) の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条 (1) または (2) の期間に算入しないものとします。

- (5) 本条 (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条 (保険金の請求の特則) (2) および普通保険約款基本条項第19条 (保険金の請求) (3) の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会
その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、必要な協力を
行わなかった場合を含みます。

第12条（代位）

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権
(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払っ
たときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の
額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② 本条（1）①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の
額を差し引いた額

(2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有
する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得す
る本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社
が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場
合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互
間の求償権を含みます。

第13条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）およ
び第3条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに基本条項第12条
(被保険者による保険契約の解約請求)、第18条（事故発生時の義務およ
び義務違反の場合の取扱い）、第20条（保険金の支払）および第23条（代
位）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え等）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて
適用します。

① 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（3）③の規定中「事
故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支
払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当する前に」

② 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（4）および（5）
の規定中「傷害」とあるのは「損害」

③ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）
①の規定中「傷害」とあるのは「損害」

④ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）
①の規定中「本条（1）③ア. からウ. までまたはオ. 」とあるのは「本
条（1）③ア. からオ. 」

⑤ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）
②の規定中「被保険者に発生した傷害」とあるのは「救援対象者がこの
特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該
当したことにより発生した損害」

⑥ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義
務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約
第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当し
たことにより発生した損害」

⑦ 第22条（時効）の規定中「第19条（保険金の請求）（1）に定める時」
とあるのは「この特約第10条（保険金の請求の特則）（1）に定める時」

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第11条（重大事由があ
る場合の当社からの保険契約の解除）（3）の規定を次のとおり読み替え
て適用します。

「
(3) 本条（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後にな
された場合であっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の
規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）
①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生し
たこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいづ
れかに該当したことによる損害に対しては、当社は、保険金を支払い
ません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、
その返還を請求することができます。」

(3) 普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(3)の次に(4)を追加してこの特約に適用します。

(4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害については適用しません。

(4) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条（補償される期間－保険期間）(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「損害」、「発生した事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害」と読み替えて適用します。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第10条（保険金の請求の特則）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類	
(1)	保険金請求書
(2)	保険証券
(3)	救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
(4)	保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
(5)	被保険者の印鑑証明書
(6)	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
(7)	その他当社が第11条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

航空便遅延費用補償特約（国内旅行特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
い	衣類購入費用	受託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。
こ	航空便	定期航空運送事業の用に供される航空便をいいます。
し	受託手荷物	被保険者が国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。
	出発便	乗継地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便をいいます。
せ	生活必需品購入費用	受託手荷物の中に、洗面道具、剃刀、くし等の生活必需品（注）が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。 （注）生活必需品には、衣類を含みません。

	用語	説明
た	他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合－乗継遅延費用）、第4条（保険金を支払う場合－受託手荷物遅延費用）、第6条（保険金を支払う場合－受託手荷物紛失費用）または第8条（保険金を支払う場合－出航遅延費用等）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	到着便	乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、乗継遅延費用保険金、受託手荷物遅延費用保険金、受託手荷物紛失費用保険金および出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約による補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合－乗継遅延費用）

- 当社は、被保険者が、航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって、出発便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったときに、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。
- 当社は、保険証券に乗継遅延費用保険金額が記載されている場合に限り、本条（1）の乗継遅延費用保険金を支払います。
- 本条（1）の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着便の遅延について保険証券記載の乗継遅延費用保険金額をもって限度とします。

第3条（乗継遅延費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合－乗継遅延費用）（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ホテル等客室料
乗継地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテル、旅館等の宿泊料をいいます。
- 食事代
乗継地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金をいいます。

第4条（保険金を支払う場合－受託手荷物遅延費用）

- 当社は、被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって被った損害を、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、受託手荷物遅延費用保険金として被保険者に支払います。
- 当社は、保険証券に受託手荷物遅延費用保険金額が記載されている場合に限り、本条（1）の受託手荷物遅延費用保険金を支払います。
- 本条（1）の受託手荷物遅延費用保険金の支払は、1回の受託手荷物の遅延について保険証券記載の受託手荷物遅延費用保険金額をもって限度とします。

第5条（受託手荷物遅延費用の範囲）

第4条（保険金を支払う場合－受託手荷物遅延費用）（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- 衣類購入費用
- 生活必需品購入費用

第6条（保険金を支払う場合－受託手荷物紛失費用）

- 当社は、被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合に、その受託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって被った損害を、この

特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、受託手荷物紛失費用保険金として被保険者に支払います。

- (2) 当社は、保険証券に受託手荷物紛失費用保険金額が記載されている場合に限り、本条(1)の受託手荷物紛失費用保険金を支払います。
- (3) 本条(1)の受託手荷物紛失費用保険金の支払は、1回の受託手荷物の紛失について保険証券記載の受託手荷物紛失費用保険金額をもって限度とします。

第7条 (受託手荷物紛失費用の範囲)

第6条(保険金を支払う場合—受託手荷物紛失費用)(1)の費用とは、被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次に掲げるものをいいます。

- ① 衣類購入費用
- ② 生活必需品購入費用

第8条 (保険金を支払う場合—出航遅延費用等)

- (1) 当社は、被保険者が、搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休またはその航空会社の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が発生し、その航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当社は、保険証券に出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金額が記載されている場合に限り、本条(1)の出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金を支払います。
- (3) 本条(1)の出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について保険証券記載の出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金額をもって限度とします。

第9条 (出航遅延費用等の範囲)

第8条(保険金を支払う場合—出航遅延費用等)(1)の費用とは、出航地において、その航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金をいいます。

第10条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次の事由によって第2条(保険金を支払う場合—乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合—受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合—受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合—出航遅延費用等)に掲げる場合に該当したときは、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 本条①に規定する者以外の、保険金を受け取るべき者(注2)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 本条③から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑦ 本条⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第11条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合—乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合—受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合—受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合—出航遅延費用等)の事由が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の義務を履行しなければなりません。

- ① その事由の発生および遅延等の状況をそれぞれの事由が発生した日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条（1）①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第12条（保険金の請求の特則）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第13条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の支払）（1）に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、費用の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）費用の額とは、第3条（乗継遅延費用の範囲）、第5条（受託手荷物遅延費用の範囲）、第7条（受託手荷物紛失費用の範囲）または第9条（出航遅延費用等の範囲）の費用の額をいいます。

第15条（代位）

- (1) 費用（注1）が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注2）を取得した場合において、当社がその費用（注1）に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用（注1）の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（1）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用（注1）の額を差し引いた額

- (2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この

場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
(注1) 費用とは、第3条(乗継遅延費用の範囲)、第5条(受託手荷物遅延費用の範囲)、第7条(受託手荷物紛失費用の範囲)または第9条(出航遅延費用等の範囲)の費用をいいます。

(注2) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条(普通保険約款の不適用)

普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)の規定は適用しません。

第17条(普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え等)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(5)、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①および第20条(保険金の支払)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」

② 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(3)③の規定中「事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合-受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合-受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合-出航遅延費用等)に該当する前に」

③ 基本条項第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合-受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合-受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合-出航遅延費用等)に該当した後」

④ 基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故により発生した費用」

⑤ 基本条項第20条(保険金の支払)(1)③の規定中「ア. 傷害の程度 イ. 事故と傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容」とあるのは「費用の額および事故と費用の関係」

⑥ 基本条項第20条(保険金の支払)(2)④および⑤の規定中「本条(1)①から④までの事項」とあるのは「本条(1)①から④までの事項またはこの特約第13条(保険金を支払うために必要な確認事項)の事項」

⑦ 基本条項第20条(保険金の支払)(注1)の規定中「第19条(保険金の請求)(2)および(3)」とあるのは「第19条(保険金の請求)(3)およびこの特約第12条(保険金の請求の特則)(2)」

⑧ 基本条項第22条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求の特則)(1)」

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合-受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合-受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合-出航遅延費用等)に該当した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時までこの特約第2条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第4条(保険金を支払う場合-受託手荷物遅延費用)、第6条(保険金を支払う場合-受託手荷物紛失費用)または第8条(保険金を支払う場合-出航遅延費用等)に該当したことにより発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(3)の次に(4)を追加してこの特約に適用します。

(4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に発生した費用については適用しません。」

(4) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条(補償される期間-保険期間)(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「費用」、「発生した事故」

とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合－乗継遅延費用）、第4条（保険金を支払う場合－受託手荷物遅延費用）、第6条（保険金を支払う場合－受託手荷物紛失費用）または第8条（保険金を支払う場合－出航遅延費用等）に該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。

第18条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第12条（保険金の請求の特則）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 当社の定める事故内容報告書
(4) 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
(5) 第3条（乗継遅延費用の範囲）、第5条（受託手荷物遅延費用の範囲）、第7条（受託手荷物紛失費用の範囲）または第9条（出航遅延費用等の範囲）の費用の支出を証明する領収書もしくは精算書
(6) 被保険者の印鑑証明書
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
(8) その他当社が第13条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

企業等の傷害保険金受取に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金の支払先）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第5条（後遺障害保険金の計算）から第7条（通院保険金の計算）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この保険契約に被保険者が傷害、損害または損失を被ったことを直接の原因として保険金を支払う他の特約が適用される場合は、当社は、適用されている他の特約の規定にかかわらず、被保険者に対して支払う下欄記載の保険金についても、被保険者の死亡保険金受取人に支払います。

該当するものではありません。

第3条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第24条（死亡保険金受取人の変更）（9）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

企業等の災害補償規定等特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用関係等一定の関係にある事業主をいいます。

	用語	説明
さ	災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、補償または見舞金支給を行う旨を定めたものをいいます。
し	受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) この保険契約については、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
- (2) 本条（1）において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額（注1）を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）①の場合
災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額（注2）の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）②の場合
受給者が企業等から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）③の場合
企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) 本条（1）および（2）の規定にかかわらず、企業等が第3条（保険金の請求）の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) 本条（3）において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額（注2）を限度とします。

（注1）次に掲げる金額とは、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額とします。

（注2）災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額とは、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額とします。

第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類のほかに、次に掲げる書類のいずれかを当社に提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支給したことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）（2）ただし書きまたは同条（4）ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（国内旅行傷害保険特約等の読み替え）

- (1) この特約を適用する保険契約については、国内旅行傷害保険特約「用語の説明」の規定中、「旅行行程」の説明を次のとおり読み替えて適用します。

旅行行程	保険証券記載の旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間をいいます。
------	---

- (2) 当社は、この保険契約に適用される他の特約に、本条（1）と同じ規定がある場合には、その規定についても本条（1）と同様に読み替えて適用します。

包括契約特約（毎月報告・毎月精算）

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
か	確定保険料	第4条（通知）（1）に規定する通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
さ	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
つ	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（暫定保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）（2）の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いの規定は、本条（1）の暫定保険料にも適用します。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{割合} = \frac{\text{遅滞または漏れの発生した通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額}}{\text{遅滞または漏れの発生した通知日以前に遅滞および漏れがなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額}}$$

- (3) 本条（1）の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、本条（2）の規定に基づき保険金を支払っている場合はこの規定を適用しません。
- (4) 本条（2）の規定は、当社が本条（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは漏れの発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が本条（1）の規定による確定保険料について保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（1）の規定による確定保険料を請求する場合において、本条（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を

支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 (4) 第2条（暫定保険料の払込み）の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約特約（毎月報告・一括精算）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	確定保険料	第4条（通知）（1）に規定する通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
さ	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
つ	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（暫定保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）（2）の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いの規定は、本条（1）の暫定保険料にも適用します。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{割合} = \frac{\text{遅滞または漏れの発生した通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額}}{\text{遅滞または漏れの発生した通知日以前に遅滞および漏れがなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額}}$$

- (3) 本条（1）の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、本条（2）の規定に基づき保険金を支払っている場合はこの規定を適用しません。
- (4) 本条（2）の規定は、当社が本条（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは漏れの発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 当社は、保険契約者が本条（2）の規定による追加暫定保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条（2）の追加暫定保険料を請求する場合において、本条（3）の規

定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 追加暫定保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

契約内容変更に関する特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
け	契約内容変更	保険証券または保険申込書の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の訂正の申出または通知が当社の所定の連絡先に直接行われた場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 普通保険約款等の規定による告知義務に関する訂正の申出または普通保険約款等の規定による契約内容変更の通知
- ② 本条①のほか、保険契約者または被保険者が、当社の所定の連絡先に契約内容変更を行う場合の通知

第2条 (追加保険料の払込方法)

第1条 (この特約の適用条件) の訂正の申出または変更の通知により、当社が追加保険料を請求した場合には、保険契約者は、その追加保険料を変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日 (注) からその日を含めて30日以内に払い込まなければなりません。

(注) 変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日は、変更日と当社が追加保険料を請求した日が同じ日である場合、変更日とします。

第3条 (追加保険料領収前の事故)

保険契約者が第2条 (追加保険料の払込方法) の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対する保険金の支払については、普通保険約款等の規定に従います。

第4条 (当社からの保険契約の解除)

保険契約者が第2条 (追加保険料の払込方法) に定める期日まで追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

共同保険に関する特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場

合に適用されます。

第2条（引受保険会社の独立責任）

この保険契約の引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他本条①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。
ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、契約内容変更時の追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本条(1)の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時は、保険期間の開始前に承認した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

(1) 第3条(保険料領収前の事故)(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前の事故)(1)の規定を適用します。

第5条 (当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。

(2) 本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (保険料領収前の事故)

第2条(保険料の払込方法)(1)の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

お問い合わせ窓口

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

事故が起こった場合のお手続きの詳細はP.9～をご覧ください。

なお、下記の「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」では、専門の係員が事故の受付を行います。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

24時間・
365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

2 保険に関するお問い合わせ窓口

保険に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。

保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

保険に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは
当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)
からご連絡いただくか、下記までご連絡ください。

アクセスはこちら↓



0120-101-101 (無料)

・お問い合わせの内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

3 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビ
ダイヤル] **0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

※携帯電話からも利用できます。

※電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

万一、事故が起こった場合は

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**

0120-985-024 (無料)

24時間・
365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

万一、事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社にご連絡ください。

なお、上記の「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」では、専門の係員が事故の受付を行います。

また、当社ホームページからも事故の受付が可能です。ご利用ください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>